

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告示

◇告示 目次

- 米飯提供業者の登録の有効期間の更新
- 米飯提供業者の登録
- 米飯提供業者の登録の有効期間の更新
- 米飯提供業者の登録
- 道路の区域の変更
- 道路の区域の決定

道路の供用の開始
道路の区域の変更
道路の供用の開始

鳥取県告示第四百五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第三項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録の有効期間の更新をしたので、同規則第三十五条の五第三項において準用する同規則第三十五条の四第四項の規定により告示する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録の更新の年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
八振第一号	昭三、四、一	金谷美智子	商店	八頭郡家町大字郡家四九の三	住所に同じ。
二〇	〃	藤田トシコ	力館	〃	〃
三	〃	渡辺まつ	〃	〃	〃
四	〃	西尾よし江	〃	〃	〃
五	〃	土平伊喜子	〃	〃	〃
六	〃	宮田さくの	〃	〃	〃
七	〃	吉田定子	〃	〃	〃
八	〃	井上英俊	〃	〃	〃
九	〃	博田鶴枝	〃	〃	〃
一〇	〃	林憲一	〃	〃	〃

八頭郡家町大字郡家
住所に同じ。

六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
安井	山下	宮本	安東	米井	河村	石谷	木原	岸本	浅田	藤原	後藤	西尾	藤森	米田	田中	岸本	橋本	坂本	荒木	菊乃家観光有限公司岡嶋キミコ	玉奥	岩崎	太田	笠田
明子	敏子	達三	志津子	輝夫	昌道	秀雄	重幸	宮子	とし子	雪枝	たに子	満智子	晴正	いし	実か	恵子	寿賀	千賀子	貞枝	かよ	ちづ子	〃	〃	
赤玉食	新	か	旅館	モーター	駐車食堂	塩田	花内	河橋	京	後藤	丸	余	よ	田	し	柳	新	橋	寿	菊乃	オ	万	〃	笠
堂	路	や	藤	井	八	屋	柳	屋	堂	屋	西	屋	や	屋	と	屋	屋	家	ン	福	屋	屋	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
二六〇四の四〇	一八〇〇の一	一六六五	一六八七	智頭三一	新見一九一	四六五	四〇四	智頭町大字智頭四八六	用瀬町大字宮原三七の五	六五八の一〇	智頭町大字智頭七四六	佐治村大字加瀬木一二六〇	二六四	三五二	用瀬三五〇	安蔵一〇四九	用瀬町大字用瀬二一五	五〇の二	四六の四	二四	河原五〇の一	谷一木一〇三三	六三	河原一九二
〃	〃	〃	〃	〃	八頭郡智頭町大字智頭三〇の一住所に同じ。	〃	〃	住所に同じ。	八頭郡智頭町大字智頭六二一住所に同じ。	〃	〃	〃	〃	〃	住所に同じ。	八頭郡用瀬町大字宮原	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

六六〇	林	きく	新	一八〇エ	〃
六七〇	木原	義徳	や	一五二一	〃
六八〇	櫛原	政野	原	一六四八	〃
六九〇	西尾	あい	館	〃	〃
七〇〇	小尾	君恵	屋	一五三一	〃
七一〇	平尾	ちよ	堂	一六四二の一	〃
七二〇	藤繩	千代子	堂	一七九四	〃
七三〇	芦田	秋子	堂	一八一の一〇	〃
七四〇	和多	瀬孝子	堂	二〇六七の二	〃
七五〇	株式会社厚生苑	米原寿美子	苑	一八一	〃
七六〇	木原	道子	屋	一八一五の七	〃
七七〇	藤原	邦夫	堂	九七三	〃
七八〇	藤井	朝子	堂	郷原一三九の一	〃
七九〇	寺谷	久子	屋	西野二六七	〃
八〇〇	葉狩	賢一郎	屋	中原一二四	〃

鳥取県告示第四百六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	年月日	氏名	名称又は屋号	住所	所	営業所の所在地
八振第三四号	昭四二・四・一	石 亀 波 子	天 食 堂	八頭郡若桜町大字若桜三九〇	〃	住所に同じ。
三五〇	〃	奈羅尾 直 治	つ く よ ね 山 荘	春米二〇三	〃	八頭郡若桜町大字春米字田の上六三〇
五〇〇	〃	国 広 茂 山 市 屋	〃	用瀬町大字用瀬三五五の一	〃	住所に同じ。

鳥取県告示第四百八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	
立正	松岡	中川	長尾	本庄	森谷	本庄	大岡	深津	福馬	三沢	大西	松尾	小竹	松本	面田	大谷	坪倉	奈須	高平	
嘉	み	ナ	尚	吉	幸	秀	都	一	千代子	まつよ	寿一	秋	勇	登喜恵	文子	哲朗	正孝	浜代	登喜子	
山陰合同銀行健康保険組合大山保養所	松岡	ふたば別館	日本放送協会健康保険組合大山保養所(研水山荘)	セシオン	溝口	旭	大岡	深津	福馬	末泉	松尾	伯備	乃備	鶴乃	大坂	蓬萊	安兵衛	奈須	高平	
鳥根県松江市湯本町一八	日野郡溝口町研水原	溝口	日野郡溝口町溝口	日野郡溝口町溝口	七〇六	四三四	日南町中石見四	生山八〇二	阿毘線一二七〇ノ一	多里三〇一	生山七一一	多里二三四ノ三	上石見八三二	生山七三八ノ二	多里二六一	生山	七〇九	多里六五七	生山七〇三	
日野郡溝口町岩立一〇六九番地五二	住所に同じ。	日野郡溝口町溝口一七九の一	大内二〇六九番地の六〇	日野郡溝口町溝口二三三	住所に同じ。															

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 年月日 氏 名 名称又は屋号

日振第五九号 昭四二、四、一 篠原 梢 ぶ た ま ん

〃 六〇〃 〃 伊田悦子 橋 本 旅 館

〃 六一〃 〃 平垣梅代 梅 谷 の 旅 館

〃 六二〃 〃 井谷都井 井 谷 旅 館

鳥取県告示第四百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更敷地の幅員	延長	
一般国道	九 号	岩美郡岩美町大字蒲生字山ノ下二、一三六の三の地先から一七の地先まで	変更前	五・〇	二四〇
			変更後	六・五	
〃	〃	岩美郡岩美町大字蒲生字寺谷山一、一六七の一の地先から七一の一の地先まで	変更前	五・三	一、〇〇〇
			変更後	九・七	
〃	〃	岩美郡岩美町大字恩志字屋敷一三三の三の地先から五の五の地先まで	変更前	四・〇	一、五五〇
			変更後	七・三	

住所	営業所の所在地	変更前	変更後
日野郡溝口町谷川六〇八	日野郡溝口町溝口六六三	六・五	八・〇
〃 日南町多里一六七ノ一	住所に向じ。	〃	〃
〃 上石見九三七ノ一	〃	〃	〃
〃 生山	〃	〃	〃
岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇の三九の地先から	〃	五・二	三〇・七
〃 大字海士字和田四九一の一の地先まで	〃	〃	〃
岩美郡福部村大字湯山字鳥越二、〇七二の二の地先から	〃	五・二	三〇・七
〃 大字久留字横道下一七七の四の地先まで	〃	〃	〃
東伯郡羽合町大字野字西又二九七三の一の地先から	〃	四・六	一〇・五
〃 大字久留字横道下一七七の四の地先まで	〃	〃	〃
東伯郡北条町大字国坂字下用露七三八の二の地先から	〃	五・〇	八・〇
〃 大字松神字折返一五一の三の地先まで	〃	〃	〃
東伯郡大栄町大字六尾字夢地二二四の七の地先から	〃	五・〇	九・〇
〃 赤碓町大字赤碓字ヲナカケ一、〇八〇の二の地先まで	〃	〃	〃
西伯郡中山町下甲字小松谷東平一〇二七の二の地先から	〃	五・〇	一六・〇
〃 松河原字河瀬垣一七五の一の地先まで	〃	〃	〃

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
西伯郡大山町上万字大門五〇の一地先から 保田字羽ヶ上六二の地先まで	西伯郡若桜町大字浅井字樋ヶ渕二一 九の六の地先から 大字若桜字円徳一二九 八の三の地先まで	八頭郡八東町大字富枝字山崎河原三 六〇の三の地先から 大字徳丸字田中開地三 一五の八の地先まで	八頭郡八東町大字徳丸字棚田八五六 の五の地先から 字壱貫清水一 四一〇の五の地先まで	八頭郡八東町大字小別府字村ノ内上 分三七六の地先から 大字安井宿字下神事二 三の四の地先まで	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
四・五 一四〇	五・五 一六・五	四・四 一〇〇	五・〇 八・〇	五・三 一一・〇	一	一	一	一	一
一、二〇七	一、六五〇	二、一一八	七二〇	九四〇	一	一	一	一	一

鳥取県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課

において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の 種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	若美停車場線	若美郡若美町大字高山字中田四二の地の地先から 大字恩志字屋敷一三三二の地先まで	七・〇	二四〇
県道	福部鳥取線	福部郡福部村大字細川字青鷲七二二の地の地先から 字湊九二〇の地の地先まで	六・五	一一四
県道	東郷湖線	東伯郡羽合町大字橋津字三ノ屋敷一六の地の地先から 大字字野字西又二九七三の地の地先まで	四・六	七九〇
県道	下市停車場線	西伯郡中山町上市字狐塚二七五の一の地の地先から 下甲字小松谷東平一〇二七の二の地先まで	五・〇	七六〇
県道	淀江停車場線	西伯郡淀江町大字淀江字御屋敷五五六の一の地の地先から 字八軒町九八三の地の地先まで	六・一	五四〇
県道	若桜温泉線	八頭郡若桜町大字若桜字隈田一二二一の一の地の地先から 字下町三九六の地の地先まで	七・五	一七四
県道	若桜停車場線	八頭郡若桜町大字若桜字下町三九六の地の地先から 大字浅井字樋ヶ渕二一九六の六の地先まで	七・五	八六五

鳥取県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年六月九日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

70305

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	岩美停車場場線	岩美郡岩美町大字高山字中田四二の 一の地先から 大字恩志字屋敷一三三 の地先まで	昭和四十二年六月九日
"	福部鳥取線	岩美郡福部村大字細川字青鷲七二 の地先から 一九の地先まで	"
"	東郷湖線	東伯郡羽合町大字橋津字三ノ屋敷一 一六の地先から 大字宇野字西又二九七 三の一の地先まで	"
"	下市停車場場線	西伯郡中山町上市字狐塚二七五の一 の地先から 下甲字小松谷東平一〇 二七の二の地先まで	"
"	淀江停車場場線	西伯郡淀江町大字淀江字御屋敷五五 六の一の地先から 字八軒町九八 三の地先まで	"
"	若桜温泉線	八頭郡若桜町大字若桜字隈田一二二 一の一の地先から 字下町三九六 の地先まで	"
"	若桜停車場場線	八頭郡若桜町大字若桜字下町三九六 の地先から 大字浅井字樋ヶ渕二一 九六の六の地先まで	"

鳥取県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

る。

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事・石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	本山伯太線	日野郡日南町大字普沢字荒神の本四 八のの地先から 日野郡日南町大字印賀字大原中原二 〇の七八の地先まで	四・〇 一〇・三	四、二六〇
"	"	日野郡日南町大字普沢字埴田奥九二 の二の地先から 日野郡日南町大字印賀字大原中原二 〇の七八の地先まで	四・四 二八・〇	四、九五七

鳥取県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次の道路の供用を昭和四十二年六月九日から開始するので、同法同条同項
 の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	本山伯太線	日野郡日南町大字普沢字権現谷五七 三の三の地先から 印賀字大原中原二二〇 の七八の地先まで	昭和四十二年六月九日